

安全対策情報  
(非常事態宣言の発出に伴う注意喚起) (続報)

平成30年3月7日  
在スリランカ日本国大使館

【ポイント】昨日発令された非常事態宣言の期間についてスリランカ大統領府は一週間と対外発表しています。中央州キャンディ県下の一部地域では仏教徒とイスラム教徒の緊張が高まっているとして、断続的に外出禁止令が発出されています。最新の情報を入手して騒擾事件等不測の事態に巻き込まれないよう十分注意してください。

【本文】

1 昨6日に発出された非常事態宣言の期間について、スリランカ大統領府は一週間と対外発表しています。現在のところコロombo首都圏等では日常生活に大きな影響はありませんが、中央州キャンディ県下の一部地域では仏教徒とイスラム教徒の間で緊張が高まっているとして、断続的に外出禁止令が発出されています(7日正午現在)。

2 つきましては、スリランカにお住まいの皆様並びに旅行者の皆様におかれましては、引き続き次の事項等に注意を払い、不測の事態、無用なトラブルに巻き込まれないよう心がけて下さい。

(1) テレビ、ラジオや新聞等の報道に注意を払い、最新の情報の入手に努めるとともに、外出禁止令が発出された場合には外出を控えてください。

(2) 政治集会やデモ等には近づかないようにしてください。

(3) 公共の場、公園、ショッピング・モールなど不特定多数の人が集まる場所では常に周囲の状況に注意を払ってください。

(4) 予期せず暴動・騒擾事件等に遭遇した場合には、速やかに、かつ落ち着いてその場から立ち去るようにしてください。また、路上の交通警察官の指示に従ってください。

(5) 所属会社・団体や本邦緊急連絡先との間の緊急連絡手段を再確認してください。

3 なお、何らかの邦人被害情報等に接した場合には、当大使館に連絡してください。

○問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館

電話：(国番号94) 11-269-3831

以上